

【平成25年11月18日より、登録事項変更の方法が変わります】

- ・「登録事項変更届」は、道建協ホームページ内の「舗装施工管理技術者 各種申込書類インターネット作成システム」により作成し、最後にPDFファイルを印刷して簡易書留郵便で郵送して下さい。

注)システムに入力しただけでは、変更の申請にはなりません。

- ・従前の「資格者証の見直し訂正」は平成25年11月15日の受付をもって終了いたします。

※資格者証に記載のある事項の変更は、「資格者証の修正発行」(有料)に変わります。

- ※ 手続きの詳細については、道建協ホームページ内の「登録事項変更の手引き」(11月15日掲載予定)を参照して下さい。

舗装施工管理技術者 登録事項変更手続きの流れ



※インターネット上で「登録事項変更届」の作成ができない方は、事務局まで電話でお問い合わせ下さい。

【登録に関するお問合せ先】

(一社)日本道路建設業協会 検定企画課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1
東京建設会館3F
TEL.03-6280-5038 FAX.03-6280-5040